

# 講座Ⅰ 組合運営の基本1

---

- ① 組合への便宜供与と組合事務所  
(手引き第1章-Ⅰ)

# はじめに:そもそも便宜供与についてどう考えるか

基本：労働組合は、基本的に自らの財政により、自らの力で自主的に運営されるもの

労組法:労働組合の自主性、団結力、組織力を  
使用者の行為によって損なわれないようにするための措置を規定

組合結成・運営に対する干渉行為や組合弱体化行為  
＝「支配介入」「経費援助」を「不当労働行為」として禁止

ただし、一定の便宜供与を許容

許容の理由...

- ・ 良好な労使関係の構築
- ・ 労働組合の円滑な運営

## <一般的な便宜供与の例>

- 組合事務所の提供
- 集会等の際の施設の利用
- 組合掲示板の設置
- 在籍専従
- 時間中の有給の団体交渉・協議
- 時間中の組合活動
- 組合費のチェック・オフ
- FAXやEメール等の利用

注1) 法制度的に、これらは「労働組合が当然に使用者に要求しうるものとはいえない」

注2) 経費援助が恒常化している場合、それを受ける組合は、労組法上の労働組合であることを否定される可能性がある。

## 【労組法】（労働組合）

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

## 【労組法】（不当労働行為）

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

⇒以上の基本的な認識は、あくまでも民間労働法制上のもの

⇒ただし、自治体労組もまた同様の便宜供与を受ける合理的理由が存在

便宜供与は組合活動の根幹にも関わる重要なものとして、良好な労使関係のもとで積極的に活用

# 1. 組合事務所の設置

Q: 庁舎内に組合事務所を設置することは、法律上認められるか？

## 民間の場合

### 労組法2条2号「労働組合の欠格事由」

- 使用者から経費援助をうけるものは、労働組合ではない
- ただし、(略) 最小限の広さの事務所の供与を除く

### 労組法7条3号「不当労働行為の禁止」

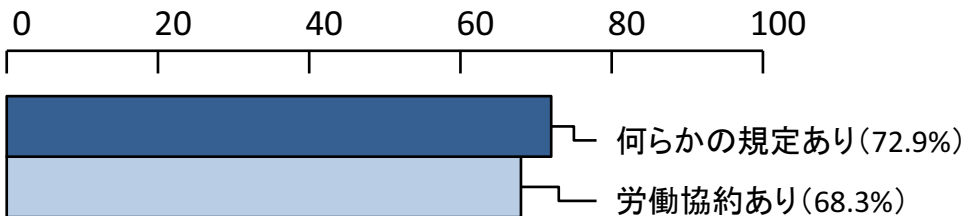
- 使用者による労働組合への支配介入・経費援助を禁止
- ただし、(略) 最小限の広さの事務所の供与を除く

⇒ 法律上も、「最小限の広さの事務所」の供与は可能

**労働協約や個別の契約によって供与されるのが一般的**

【参考】組合の企業施設利用についての規定の有無

(2011年厚労省「労働協約等実態調査」より)



【協約の例】 会社は組合に対し、会社が適当と認める会社施設を組合事務所として貸与する。

## 公務の場合

### 職員団体(非現業)

法律上特段の規定無し

### 労働組合(現業・公企)

労組法が適用(民間と同様)

ただし…

**「庁舎内に組合事務所を設置する場合」**

民間との違い＝[行政財産の一部の利用]

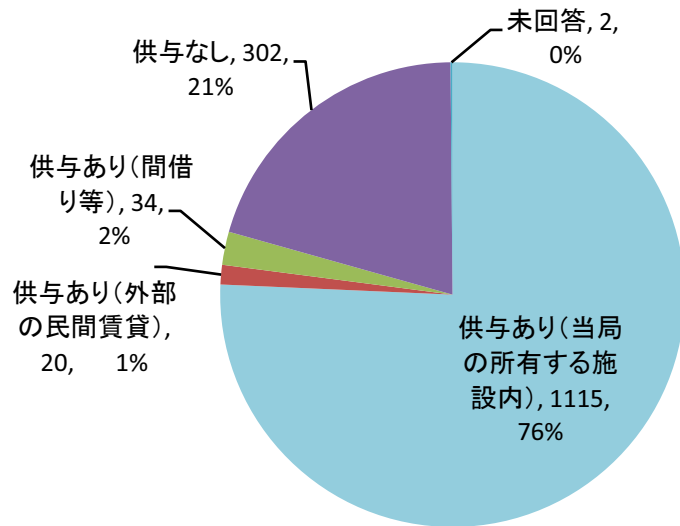
- ① 行政財産の一定期間にわたる目的外使用  
⇒ 首長の「許可」が必要(自治法238条の4)
- ② 「公有財産管理規則」等に基づく使用許可申請
- ③ 原則的には…  
「行政財産使用条例」に基づく「使用料」の支払い

※減免措置の申請・承認⇒無償使用も可

【参考】 公務員制度改革における制度内容＝地公労法案  
非現業職員の労使関係に係る新制度に  
民間の不当労働行為禁止と同様の規定  
⇒ 「最小限の広さの事務所の供与」は不当労働行為にあたらないとされた

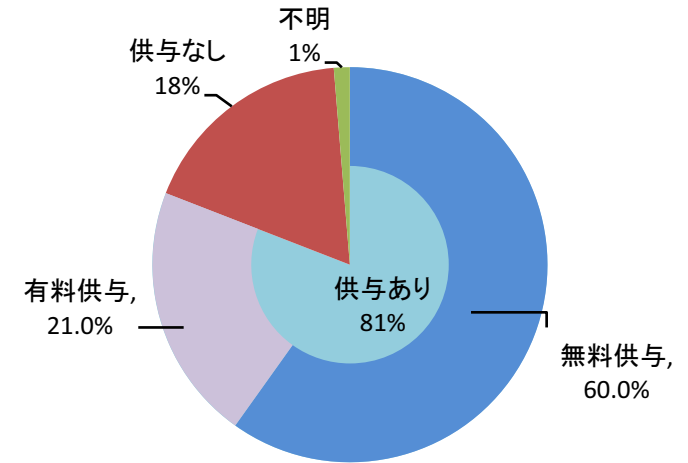
## 2. 組合事務所の供与の実態

### 自治労自治体単組での組合事務所の供与



2012年自治労組織基本調査(簡易集計値)  
※都道府県・市町村単組(現業・公企組合含む)

### 民間の組合事務所の供与



2011年厚労省「労働協約等実態調査」より

#### 【参考】

- 許可証・契約書の有無・・・
- 許可・契約期間・・・
- 減免措置の有無・・・
- 賃貸料の負担割合・・・

### 3. 組合事務所を巡る論点

#### (1) どの程度の広さが「最小限」か

⇒ その実態に即して、社会通念に従って判断されるべきもの

#### (2) 経費負担はすべきか(無償貸与の是非)

<民間の場合>	<公務の場合>
無償貸与契約(協定)により、可能  ※前頁にあるとおり、およそ6割の民間組合で無償貸与がされている実態	原則として、「行政財産使用条例」に基づく「使用料」を当局に支払わなければならない  ※ただし、 <u>免除の申請を行い、承認を得れば、無償使用も可</u>

【参考】参議院予算委員会(2010年3月18日)

原口総務大臣答弁

「庁舎等の行政財産については、自治法において、その用途または目的を妨げない程度でその使用を許可することができるものとする」とされており、また、行政財産の使用を許可した場合においても、条例の規定に基づき使用料の減免ができる」

組合事務所等も行政財産の一部を占める。よって…

- ①「不透明な労使関係」などとの謗りを受けないためにも、光熱水料や電話代といった諸経費については、実費分を組合側が支払うべき
- ②使用料については、一般的な行政財産の使用料を支払わない場合には、条例等に規定される減免の手続きを経なければならない

#### (3) 使用者が無償貸与の事務所の明渡しを請求した場合

##### <民間の事例>

無償貸与契約(協定)に契約期間や解約事由が、

- ①「明記されている」⇒ その規定による
- ②「定められていない」⇒ 使用者側が明渡しを求める正当な根拠があれば、貸与契約を解除し明渡し請求をなすうる

「正当な根拠」とは…

「業務上の必要性」、「代替事務所の提供」など

#### (4) 使用者が明渡し請求を自力執行した場合

##### <民間の事例>

⇒組合側は、占有権に基づき妨害排除の請求をすることが可能  
(安藤運輸事件／東京高判・1979.9.20)

##### <参考>

民間の裁判例では、「組合が当然に組合事務所貸与請求権を有するものではない」(太陽自動車事件／東京地裁判・2005.8.29)ものの、

- ①団結権保障に対応する使用者の団結承認義務からして、便宜供与を行わないことが不当とされることがありえる
- ②一旦供与した便宜を合理的理由なく中止することは、団結権侵害と評価されることもありえる

といった判断もされている。